

一般名処方加算について

保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者様に安定的に医薬品を提供する観点から、当院では「**一般名処方**」を行っています。

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等や長期収載品について、医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえた処方等をした場合は、選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明いたします。